

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年 1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 療養介護（第5条－第35条）
- 第3章 生活介護（第36条－第53条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第54条－第58条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第59条－第63条）
- 第6章 就労移行支援（第64条－第72条）
- 第7章 就労継続支援A型（第73条－第87条）
- 第8章 就労継続支援B型（第88条－第90条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第91条－第93条）
- 第10章 雑則（第94条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第7条、第13条（第3項を除く。）、第38条（第58条、第63条及び第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条（第3項を除く。）、第43条第3項（第58条、第63条及び第72条において準用する場合を含む。）、第45条第5項、第55条、第56条第3項（第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第62条、第66条、第67条、第74条（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第77条（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第78条第3項（第90条において準用する場合を含む。）及び第92条並びに附則第2項から第5項までの規定による基準
- （2）法第80条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条第1項（病室に係る部分に限る。）並びに第61条第3項本文（居室に係る部分に限る。）及び第1号イの規定による基準
- （3）法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に

- 従い定める基準 第22条第5項、第29条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第30条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第33条（第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第45条第6項、第47条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第56条第4項（第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第79条、第80条、第82条及び第89条の規定による基準
- (4) 法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第11条、第13条第3項、第40条（第58条、第72条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。）、第42条第3項、第43条第2項（第58条、第63条及び第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、第60条、第75条、第78条第2項（第90条において準用する場合を含む。）及び第91条の規定による基準
- (5) 法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第93条までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
- (障害福祉サービス事業者の一般原則)

- 第4条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに定める事業を行う者に限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第18条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

（基本方針）

- 第5条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備の一般原則）

- 第6条** 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

- 第7条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

- 第8条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該療養介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第10条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第29条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
- (3) 第31条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 第33条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(規模)

第11条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 療養介護事業所には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない

い。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員配置の基準)

第13条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準以上
- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第3号及び第4号並びに第5項の療養介護の単位とは、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項第3号及び第4号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該療養介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第4号及び第5号に掲げる療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接

な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第16条 療養介護事業者が、療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第17条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第18条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この条において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際は、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第19条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第20条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第21条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第23条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第24条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第25条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 療養介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第29条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情への対応)

第31条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた

場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第34条 療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第35条 療養介護事業者、療養介護事業所の管理者その他当該療養介護事業所の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「療養介護事業者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 療養介護事業者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 療養介護事業所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第3章 生活介護

(基本方針)

第36条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備の一般原則)

第37条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第38条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第39条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(規模)

第40条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって省令第37条ただし書の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

第41条 生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員配置の基準)

第42条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とする。
 - (ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
 - エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
 - (4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第1項第3号及び第6項の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
 - 4 第1項第3号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該生活介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
 - 5 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - 6 第1項各号（第1号を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 7 第1項第1号の管理者（次条第3項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 8 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 9 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（従たる事業所を設置する場合における特例）

第43条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従た

る事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第44条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第45条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第46条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第47条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第48条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し、食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、県内産農林水産物及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(健康管理)

第49条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第50条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第51条 生活介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第52条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(準用)

第53条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで及び第35条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護事業者」と、「療養介護の」とあるのは「生活介護の」と、「療養介護を」とあるのは「生活介護を」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、「療養介護事業所」とあるのは「生活介護事業所」と、「療養介護に」とあるのは「生活介護に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「生活介護事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「生活介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「生活介護以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第53条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第54条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要

な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員配置の基準)

第55条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該自立訓練（機能訓練）事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

6 第1項各号（第1号を除く。）、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

8 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

10 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(訓練)

第56条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第57条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第66条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第58条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第41条まで、第43条、第44条及び第48条から第52条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、及び「生活介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「自立訓練（機能訓練）の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「自立訓練（機能訓練）を」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「療養介護事業所」とあり、及び「生活介護事業所」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業所」と、「療養介護に」とあるのは「自立訓練（機能訓練）に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「自立訓練（機能訓練）事業者が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第58条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「自立訓練（機能訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第58条において読み替えて準用する前条」と、第40条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第55条において準用する省令第37条ただし書」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第59条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対し、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第60条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第62条において「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって省令第57条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行規則第25条第7号に掲げる宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の規定により知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第61条 自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第1項各号に掲げる設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。

- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立

訓練事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員配置の基準)

第62条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数を合計した数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 自立訓練(生活訓練)事業者が、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

- 5 第1項第2号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該自立訓練（生活訓練）事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 6 第1項各号（第1号を除く。）（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項第2号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
（準用）

第63条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第43条、第44条、第48条から第52条まで、第56条及び第57条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「自立訓練（生活訓練）の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「自立訓練（生活訓練）を」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業所」と、「療養介護に」とあるのは「自立訓練（生活訓練）に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「自立訓練（生活訓練）以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前条」と、第43条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を行う場合にあつては6人以上、宿泊型自立訓練を行う場合にあつては10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第64条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対し、施行規則第6条の8に規定する期

間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第65条 第72条において読み替えて準用する第41条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年^{文部省}令第2^{厚生省}号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(職員配置の基準)

第66条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号及び第3号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該就労移行支援事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第67条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する認定就労移行支援事業所の職員及びその員数については、前条第2項から第6項まで及び第8項の規定を準用する。

(実習の実施)

第68条 就労移行支援事業者は、利用者が第72条において読み替えて準用する第18条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第69条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第70条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第71条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(準用)

第72条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条から第41条まで、第43条、第44条、第46条から第52条まで及び第56条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項、第40条並びに第43条を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「就労移行支援の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「就

労移行支援を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「就労移行支援事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労移行支援に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第72条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労移行支援以外」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第72条において読み替えて準用する前条」と、第40条中「生活介護事業所は」とあるのは「就労移行支援事業所は」と、同条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第70条において読み替えて準用する省令第37条ただし書」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（第65条に規定する認定就労移行支援事業所を除く。）」と、第43条第1項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（第65条に規定する認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第73条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第74条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第75条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第80条第2項の規定に基づき雇用契約を締結していない利用者（次項において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して就労継続支援A型を提供する場合における同条第1項の規定による雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならない。

（設備の基準）

第76条 就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該就労継続支援A型事業所の

効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員配置の基準)

第77条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
 - イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。
 - ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とする。
- (3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該就労継続支援A型事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者（次条第3項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A

型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第2号の職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(実施主体)

第79条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第80条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第81条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第82条 就労継続支援A型事業者は、第80条第1項の規定により雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第80条第2項の規定に基づき雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供する利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第87条において読み替えて準用する第18条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第84条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第85条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第86条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第87条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第44条、第48条から第52条まで及び第56条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第9条第1項及び第3項を除く。)中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、及び「自立訓練(機能訓練)事業者」とあるのは「就労継続支援A型事業者」と、「療養介護の」とあり、及び「生活介護の」とあるのは「就労継続支援A型の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「就労継続支援A型を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、及び「自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「就労継続支援A型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続支援A型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援A型の事業を行う者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援A型事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労継続支援A型事業者が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援A型事業所」という。)」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第

1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労継続支援A型以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第88条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第89条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下この条において「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第90条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第39条、第40条、第44条、第46条、第48条から第52条まで、第56条、第74条、第76条から第78条まで及び第83条から第85条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項及び第3項を除く。）中「療養介護事業者」とあり、「生活介護事業者」とあり、「自立訓練（機能訓練）事業者」とあり、及び「就労継続支援A型事業者」とあるのは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護の」とあり、「生活介護の」とあり、及び「就労継続支援A型の」とあるのは「就労継続支援B型の」と、「療養介護を」とあり、及び「生活介護を」とあるのは「就労継続支援B型を」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「療養介護事業所」とあり、「生活介護事業所」とあり、「自立訓練（機能訓練）事業所」とあり、及び「就労継続支援A型事業所」とあるのは「就労継続支援B型事業所」と、「療養介護に」とあるのは「就労継続支援B型に」と、第9条第1項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）」と、同条第3項中「療養介護事業者」とあるのは「就労継続支援B型事業者」と、「療養介護事業所」とあるのは「就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援B型事業所」という。）」と、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第18条第1項」と、同項第2号中「第29条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第29条第1項」と、同項第3号中「第31条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第31条第1項」と、同項第4号中「第33条第

1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する第33条第1項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において読み替えて準用する次条第1項」と、第18条第4項中「療養介護以外」とあるのは「就労継続支援B型以外」と、第19条中「前条」とあるのは「第90条において読み替えて準用する前条」と、第39条ただし書中「省令第37条ただし書」とあるのは「省令第88条において準用する省令第37条ただし書」と、第77条第5項中「次条第3項」とあるのは「第90条において準用する次条第3項」と、第83条第1項中「第87条」とあるのは「第90条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第91条 多機能型による生活介護事業所（以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下この条において「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（第1号において「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（第3号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第40条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第40条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

きる。

- 4 離島その他の地域であって省令第89条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条並びに次条第3項及び第4項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

（職員配置の基準に関する特例）

第92条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第42条第8項、第55条第8項及び第9項、第62条第8項、第66条第6項及び第7項並びに第77条第6項（第90条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 多機能型事業所は、第42条第1項第4号及び第9項、第55条第1項第3号及び第10項、第62条第1項第4号及び第9項並びに第66条第1項第4号及び第8項並びに第77条第1項第3号及び第7項（これらの規定を第90条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第90条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（1）利用者の数の合計が60以下 1以上

（2）利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第42条第1項第3号エ及び第8項、第55条第1項第2号エ及び第9項、第62条第1項第2号及び第8項並びに第90条において読み替えて準用する第77条第1項第2号及び第6項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除した数を合計した数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（1）生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

（2）就労継続支援B型の利用者

- 4 前項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該多機能型事業所において

常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

(設備の基準に関する特例)

第93条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第10章 雑則

(委任)

第94条 この条例に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項及び第3項(防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。)(これらの規定を第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。)、第34条、第35条(第53条、第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。)、第48条第5項(第58条、第63条、第72条、第87条及び第90条において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第82条第3項及び第89条第3項(工賃の平均額の目標に係る部分に限る。)の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生活介護事業者が、省令附則第3条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者(以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。)に対して生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、当分の間、第42条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 附則第2項の生活介護の単位とは、生活介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 附則第2項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該生活介護事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。